

流山市民まつり出店（展）要領

（目的）

第1条 この要領は、流山市民まつりにおける出店（展）に関し流山市民まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う必要な管理の措置等を定めることにより、健全で清浄な流山市民まつりの運営に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2）暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- （3）出店（展）責任者 出店（展）される屋台に係る管理及び営業についての責任を有する者をいう。
- （4）出店（展）責任者等 出店（展）責任者が個人である場合はその者、法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）をいう。
- （5）従業員 出店（展）責任者等以外の者で屋台の営業に従事する者をいう。
- （6）出店管理 出店（展）する屋台の数、規模及び種別に応じた出店（展）する場所の指定、調整その他の管理をいう。

（実行委員会の責務）

第3条 実行委員会は、流山市民まつりの運営に関し、健全で清浄なまつりの運営に不当な影響が及ぶことのないよう、屋台を出店（展）する場所における出店管理を行うものとする。

2 実行委員会は、出店管理を行うに当たっては、流山市民まつりの開催に関し密接な関係を有する住民その他の者について、特段の配意に努めるものとする。

3 実行委員会は、健全で清浄な流山市民まつりの運営に資するとともに、その行う出店管理により暴力団を利することとならないよう、当該出店管理に当たっては暴力団の排除その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 実行委員会は、第3項に規定するその責務を実効性を確保するため必要と認めるときは、警察に協力を求めるものとする。

(屋台に出店(展)しようとする者等の責務)

第4条 屋台を出店(展)しようとし、又は出店(展)する者は、流山市民まつりにおける健全で清浄なまつりの運営に資するため、実行委員会が行う出店管理に協力するよう努めるものとする。

(開会区域の決定等)

第5条 実行委員会は、流山市民まつりを開催する区域(以下「開催区域」という。)を決定した場合は、開催区域の範囲、流山市民まつりに関し出店管理を行う旨、実行委員会が行う出店管理に基づく出店(展)の希望を受け付ける期間その他の必要な事項を公表するものとする。

(出店(展)申請等)

第6条 流山市民まつりに屋台を出店(展)しようとする者は、前条の規定による公表が行われた場合において、実行委員会が行う出店管理に参加するときには、あらかじめ店舗毎に出店(展)申請書(別記第1号様式)を実行委員会に届け出なければならない。

2 実行委員会は、前項の規定による届出を受け付けるときは、健全で清浄な流山市民まつりの運営に資するため、当該届出に係る屋台を出店(展)しようとする者から、屋台の出店(展)に関する誓約事項、実行委員会が行う出店管理に従う旨その他の必要事項が記載された誓約書(別記第2号様式)に、出店(展)責任者及び従業員の氏名、住所、生年月日を記載させ、提出させるものとする。

3 流山市民まつりに屋台を出店(展)しようとする者は、やむを得ず事前に申請した以外の者を従業員として使用する時は、当該従業員に係る誓約書を実行委員会に届け出なければならない。

(出店管理)

第7条 実行委員会は、前条第1項の規定により届け出られた屋台(以下「届出屋台」という。)について、出店管理を行うものとする。

- 2 実行委員会は、前項の規定による出店管理に当たっては、届出屋台について、その出店（展）の規模、営業の種別その他の健全で清浄な流山市民まつりの運営に資するために必要な事項について審査するものとする。
- 3 実行委員会は、届出屋台の出店（展）責任者等又は従業員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該届出屋台については、前項の規定による出店管理から除外するものとする。
 - (1) 暴力団員であるとき。
 - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - (4) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、流山市民まつりの運営に関し、不当又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由があるとき。

(意見聴取)

第8条 実行委員会は、前条第1項の規定により出店管理を行うに当たっては、第1条の目的を達成するため必要な限度において、開催区域内での屋台を出店（展）する場所の指定に関し、専門的知識、経験を有するものに意見を聴くことができる。

(届出済証の交付)

第9条 実行委員会は、第7条第2項の規定による審査の結果、出店（展）が適当と認めた屋台の出店（展）責任者に対し、出店（展）届出済証（別記第3号）を交付するものとする。

(出店（展）済証の返納)

第10条 実行委員会は、出店（展）届出済証を交付した屋台の出店（展）

責任者等又は従業員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該出店（展）届出済証の返納を求めるものとする。

- (1) 第7条第3項各号のいずれかに該当すると判明した場合
- (2) 虚偽の申請で出店（展）を得たことが判明した場合
- (3) 誓約書に記載された者以外の者を届出屋台の経営に関与させ、又は業務に従事させていることが判明した場合
- (4) みかじめ料、ショバ代等の名目の如何を問わず暴力団、暴力団員又は暴力団員が指名した者に金品等の利益を供与した場合
- (5) 歩行者の通行を著しく阻害するような届出屋台に関する備品の放置その他の安全で円滑な交通の確保に支障を及ぼす行為を繰り返した行った場合
- (6) 届出屋台の営業中における、粗暴又は卑猥な言動、刺青の露出その他の健全で清浄な流山市民まつりの営業に支障を及ぼす行為を行った場合
- (7) 実行委員会その他の流山市民まつりを運営する者の指示に従わない場合

(届出済証の表示)

第11条 実行委員会から出店（展）届出済証の交付を受けた者は、当該出店（展）届出済証を届出屋台の外部からわかり易い場所に掲示しなければならない。

附 則

この要領は、平成26年7月8日から施行する。